

香川県報



第 8 号

平成 18 年

1月31日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正 一
 地方卸売市場の廃止の許可（人事・行革課）
 道路の区域変更及び供用開始（農業生産流通課）
 （道路保全課）

公告

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（四件） 二
 香川県農業経営基盤促進基本方針の変更（農業経営課）
 土地改良事業の適否決定（二件）（土地改良課）
 土地改良事業の認可（二件）（土地改良課）
 土地改良事業の同意（二件）（土地改良課）
 土地改良区の定款変更の認可（二件）（土地改良課）
 土地改良区の役員就退任の届出（土地改良課）
 土地改良区の役員の退任の届出（二件）（土地改良課）
 建設業法の規定による建設業者の監督処分（二件）（土木監理課）

告示

香川県告示第七十四号

平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十八年二月一五日から施行する。

平成十八年一月三十一日

表任期付職員採用選考試験の項の次に次のように加える。

香川県知事 真鍋 武 紀

臨時職員登録試験	第一次選考の総合得点及び総合順位	第一次選考の不合格者にあつては第一次選考合格者発表の日から一月間、第一次選考の合格者にあつては最終合格発表の日から一月間	第一次選考の不合格者にあつては第一次選考合格者発表の日から一月間	最終合格発表の日から一月間	総務部人事・行革課
第二次選考の総合順位					

香川県告示第七十五号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により地方卸売市場の廃止の許可をしたので、卸売市場法施行条例（昭和四十六年香川県条例第三十号）第二十二條の規定により告示する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

地方卸売市場の開設者		廃止しようとする地方卸売市場の名称		取扱品目の部類	許可番号	廃止予定年月日
名称	代表者職氏名	所在地	西讃生花地方卸売市場	花き部	第三十九号	平成十八年二月五日
西讃生花地方卸売市場	代表取締役 北条隆	善通寺市与北町二五六番地の二				

香川県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月三十一日から同年

二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 三木国分寺線(十二号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
高松市川島東町字郷二二九番五地 先から	一四・〇	一四・六	一四・八	六三	特定交通安 全施設整備 事業による 工事用仮道 の設置
	一四・八	一四・八			
高松市川島東町字郷二二〇番一地 先まで				六三	

四 供用開始の期日 平成十八年一月三十一日

公 告

香川県公告第四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川県公告第五百二号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三三〇番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
- 2 縦覧期間
平成十八年一月三十一日(火曜日)から同年二月二十八日(火曜日)まで

香川県公告第四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川県公告第五百三号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三三〇番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十八年一月三十一日(火曜日)から同年二月二十八日(火曜日)まで
- 香川県公告第四十七号
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三

項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第五百四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三二〇番一ほか

三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年一月三十一日（火曜日）から同年二月二十八日（火曜日）まで

香川県公告第四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項

の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三

項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第五百五号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモール屋島 高松市屋島西町二〇九番地二〇

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年一月三十一日（火曜日）から同年二月二十八日（火曜日）まで

香川県公告第四十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第一項の規定により、

別紙のとおり香川県農業経営基盤促進基本方針を変更したので、同条第六項の規定により

公表する。

なお、別紙は省略し、香川県農業経営基盤強化促進基本方針は、香川県農政水産部農業

経営課において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十八年一月十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年二月九日から同年三月一日ま

で縦覧に供する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 榎谷地区	三豊市山本支所事業課
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業） 江谷池地区	〃

"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 奥池地区	"
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路補修事業) 屋敷内地区	三豊市豊中支所事 業課
香川県三豊郡三野 町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 男谷池地区	三豊市三野支所事 業課
"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 下池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 古新池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 大石地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路補修事業) 法上地区	"
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 円道地区	"

香川県公告第五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年二月九日から同年三月一日まで縦覧に供する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)積地区	三豊市詫間支所事 業課
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)松崎西地区	"

"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)天満地区	"
---	--------------------------	---

香川県公告第五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月十八日認可した。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業中坪地区
"	単独県費補助土地改良事業前川原地区
"	単独県費補助土地改良事業小三地区
"	単独県費補助土地改良事業山下地区
"	単独県費補助土地改良事業下口東地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業石ヶ鼻地区
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業横ノ原地区

香川県公告第五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月十九日認可した。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業多肥支線地区
"	単独県費補助土地改良事業半田地区

〃	単独県費補助土地改良事業横井地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業御殿地区
〃	単独県費補助土地改良事業一の井地区

香川県公告第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（ため池整備事業）茶園場地区）を行うことについて平成十八年一月十一日同意した。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月十八日同意した。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

市 名	土地改良事業名
高松市	単独県費補助土地改良事業荒北地区
さぬき市	単独県費補助土地改良事業船井頭地区

香川県公告第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三豊郡山本町土地改良区の定款の変更を平成十八年一月十一日認可した。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、豊中町土地改良区の定款の変更を平成十八年一月十一日認可した。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県公告第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市松山土地改良区から役員の変更及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真鍋 武紀

一 退任した役員

種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	川野 貢	坂出市青海町三五一番地三	平成一七、一一、一九
〃	山下 稔	〃 一五二二番地四	〃
〃	三井 静晴	大屋富町二四六一番地一	〃
〃	木下 晴之	〃 二〇五五番地	〃
〃	小泉 勉	〃 一九七五番地	〃
〃	村田 末廣	高屋町一五七三番地一	〃
〃	中川 一輝	〃 五六六番地五	〃
〃	前田 弘	〃 三五四番地	〃
〃	東條 豊	神谷町七四七番地三	〃
〃	猪熊 孝雄	〃 七一七番地	〃
監事	藤井 義勝	青海町五六〇番地	〃
〃	木下 繁信	大屋富町一九二番地	〃
〃	上乃 敦	高屋町一〇七二番地一	〃
二 就任した役員			
役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	品治 秀直	坂出市青海町六六九番地	平成一七、一一、二〇
〃	富木田 功	〃 一一八五番地二	〃

監督処分について、次のとおり公告する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分をした年月日

平成十八年一月二十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

1 商号

有限会社三好工務店

2 主たる営業所の所在地

木田郡三木町大字鹿庭一三〇〇番地

3 代表者の氏名

三好 昌史

4 許可番号

香川県知事許可(般 十七)第三二〇二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命ずる。

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、次のいずれかに該当する建設工事に係るもの

(一) 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公営法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者であるもの

(二) その建設費について国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいふ。)の交付を受けているもの(一)に該当するものを除く。

2 期間

高橋 正芳	大屋富町二五四番地一	〃
北山 忠男	〃 一八三八番地	〃
木下 博文	〃 一九二二番地	〃
西山 修	高屋町一三三二番地	〃
東山 光徳	〃 一〇四二番地一	〃
松井信由規	〃 八〇九、八一〇番地	〃
東條 豊	神谷町七七七番地三	〃
猪熊 孝雄	〃 七七七番地	〃
綾野 恵三	青海町九五一番地	〃
香川 孝司	大屋富町一九五四番地一	〃
薦 正和	高屋町一七〇六番地甲一	〃

香川県公告第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香川県南部土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
-------	-----	-----	-------

理事 影山 文雄 香川郡香川町大字川東上一四五一番地三 平成一七、二一、一五

香川県公告第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
-------	-----	-----	-------

理事 網井 建雄 高松市香西本町四九〇番地 平成一七、二一、二四

香川県公告第六十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の五第一項の規定により、建設業者の

平成十八年二月七日から同年五月七日までの九十日間

四 処分の原因となつた事実

有限会社三好工務店の前代表取締役は、元三木町土地改良課副主幹に対し、三木町発注工事について有利便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたい趣旨の下に、平成十四年二月二十七日頃及び平成十五年三月二十五日頃の二回に渡り、それぞれ現金二十万円、計四十万円の賄賂を供与したことにより、刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条の規定による賄賂の罪で、平成十七年三月二十四日、高松地方裁判所から懲役十月（執行猶予三年）の判決を受け、平成十七年十二月七日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

香川県公告第六十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の五第一項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成十八年一月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分をした年月日

平成十八年一月二十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

1 商号

有限会社開興

2 主たる営業所の所在地

丸亀市土居町一丁目三六五番地五

3 代表者の氏名

山口 優美

4 許可番号

香川県知事許可（般 十六）第六九六〇号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し（土木工業、建築工業、とび・土工工業、石工業、鋼構造物工業、ほ装工業、しゅんせつ工業及び水道施設工業に関する一般建設業の許可）

四 処分の原因となつた事実

有限会社開興は、平成十六年十月六日に平成十六年度の経営事項審査を受けるに際し、同社の技術職員として勤務している事実がない者を経営規模等評価申請書の技術職員名簿に技術職員として勤務している旨虚偽の事実を記載して提出したとして、建設業法違反により、平成十七年十二月九日、高松簡易裁判所から罰金五十万円の略式命令を受け、同月二十七日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当する。

平成十八年一月三十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています